

# 登米市 消費生活通信

2021年 第3号

## 成年年齢が引き下げられます

2022年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。これにより成年年齢に達した人は、親の同意を得なくても自分の意思で契約するなど、様々なことができるようになります。

いつから成年になるの？



消費者庁イラスト集より

2002年4月2日～2004年4月1日生まれの人は、2022年4月1日に成年になります。2004年4月2日以降に生まれた人は、18歳の誕生日から成年になります。

何が変わるの？

18歳からできること

契約  
10年有効のパスポートの取得  
国家資格の取得と資格に基づく就職  
結婚  
性同一障害者の性別変更請求  
など

20歳からが維持されること

国民年金の被保険者資格  
飲酒  
喫煙  
公営ギャンブル  
大型・中型免許の取得年齢  
など

成年年齢の引き下げによる、若者の消費者被害の拡大が心配されています。未成年者の契約は親の同意が必要と法律で定められているため、未成年者が親の同意を得ずに行った契約は、原則取り消すことができます。(未成年者取消権)  
しかし「成年」となった18歳、19歳の若者は、未成年者取消権を行使することができません。親の同意を得ずには契約ができますが、契約の知識や社会経験が乏しいため消費者トラブルに遭いやすく、一層の注意が必要です。



## 若者に多い消費者トラブル

成年になりたての若者は、知識や社会経験が少ないこともあり、マルチ商法などの儲け話や美容関連などのトラブルに巻き込まれるおそれがあります。

### 【事例】 儲け話のトラブル

- ・友人に誘われた投資セミナーで「入会金を出せば儲けられる」「人を紹介すれば紹介料が入る」と投資セミナーへの入会を勧誘された。
- ・SNSで知り合った人に、情報商材や投資用USBを購入して副業をすれば高収入が得られると勧誘され契約したが、儲からなかった
- ・マッチングアプリで知り合った人に勧められ暗号資産の投資を行ったが、その後出金ができない。

### 【アドバイス】

- ・簡単に儲かるなどの甘い言葉を信じて契約をしないようにしましょう。
- ・知人、友人の誘いであっても必要がないものはきっぱりと断りましょう。
- ・マルチ商法では、友人を勧誘することによりその人との関係を壊してしまう恐れがあります。



消費者庁イラスト集より

### 【事例】 美容関連のトラブル

- ・SNSの「必ず痩せる」との広告を見て施術を受けたが効果がない。
- ・友人から無料でエステが受けられると誘われ店舗に行ったが、高額なコースを勧誘された。
- ・脱毛エステを中途解約したが、店が精算金を返金しない。



消費者庁イラスト集より

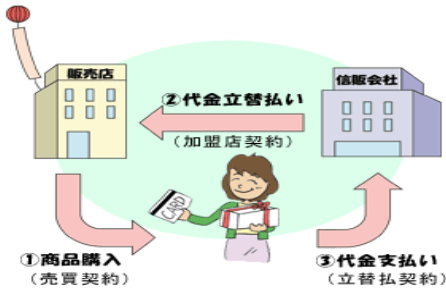
### 【アドバイス】

- ・SNSの広告の情報をうのみにせず、契約をする前にサービス内容などをよく確認しましょう。
- ・契約をせかされるようなことがあっても、本当に必要な契約かどうかをよく考え、安易に契約しないようにしましょう。

◆勧誘方法によってはクーリングオフができる場合があります。  
早めに相談してください。

## ◆ クレジットカードの仕組み ◆

クレジットはショッピングなどの代金を**後払い**にする仕組みです。カード会社(信販会社)に一旦立て替えて支払ってもらうことになるので、消費者、カード会社、販売店の3者間契約になります。 ※クレジットとは「**信用**」をあらわす言葉です。



消費者庁イラスト集より

①消費者はカード会社と契約して作ったクレジットカードを買い物の際に提示します。

②カード会社が代金を立て替え、販売店に支払います。

③消費者が代金と手数料をカード会社に支払います

【注】クレジットは「**借金**」と同じです。支払い期間が延びると手数料が膨らみます。クレジットカードはカード**会員本人以外利用できません**。家族や友人でも、**他人にカードを貸してはいけません**。他人が利用してもカード会員本人に支払い義務があります。

## ◆ リボ払いに注意 ◆

※リボ払いはクレジット会社により支払い要件などが異なるため、仕組みが複雑で分かりにくい！

### ◆ひとこと助言◆

- クレジットカードの支払方法には、利用金額 や件数に関わらず、毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払いがあります。リボ払いは、**月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料がかさむことがあるので注意が必要です**。
- クレジットカードで支払う際、一括払いとしたはずなのに、リボ払いだったという相談があります。カードを申し込む際は、**初期設定が「リボ払い」になっているカードもあるので、支払方法や規約をしっかりと確認しましょう**。
- 利用明細は必ず確認し、少しでも不審な場合はすぐにカード会社に 問い合わせることが大切です。

### 見守り 新鮮情報

金融機関口座からデパートの**クレジットカードの引き落としが毎月一定額あること**に気づき、デパートに問い合わせると、5年前と3年前の車検代や買い物した際の代金約**40万円分**の支払いが**今も続いている**ことがわかった。カード

を利用するときには、いつも「**翌月一括払い**」と言っていたので、一括払いになっていたと思っていたが、7年前にカードを契約した際、支払方法を「**リボ払い**」にしていたらしい。**利用明細**なども**確認して**いなかったのは反省しているが、契約時にも**もっと分かるように説明**をしてほしかった。(60歳代 女性)



**リボ払いだったの？  
クレジットカードの  
利用明細は必ず確認**

## 多重債務者無料法律相談会のご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて、毎月第4金曜日（7月・12月は第3金曜日）に佐沼の「迫にぎわいセンター」において、弁護士や司法書士による多重債務者無料法律相談を行っています。

事前予約が必要ですので、相談を希望する方は窓口までご連絡ください。

- 弁護士担当 ー 偶数月
  - 司法書士担当 ー 奇数月
- ※各月の担当者に関しては、「広報とめ」「登米市ホームページ」でご確認ください。

**借金の問題は必ず解決できます！ ぜひ、ご相談ください！**

## 登米市消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間におきた商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け、解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行う行政機関の窓口です。専門の相談員がトラブル解決のためのお手伝いをしています。電話、あるいは対面での相談で、相談は無料です。不安なことや困ったことがあったときには一人で悩まず、お早めにご相談ください。

### 出前講座

相談員が地域の集会や会議などに出向き、消費者トラブル未然防止のために、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話します。また専門の講師の派遣も行います。

講座は無料です。日程調整などの必要があるため、早めにご連絡をお願いします。



消費者庁イラスト集より

## 登米市消費生活相談窓口

☎ 0220(58)2117 (直通)

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前8時30分～午後4時30分  
登米市役所 南方庁舎2階 市民生活課内 （登米市南方町新高石浦130）